

1. 建築協定・緑地協定・団地施設利用管理規約の概要

建築協定について

自分たちで運用する、まちの環境建築基準

建築物を建築するときは、都市計画法や建築基準法などの関係法令を守る必要がありますが、法律は最低の基準を一律に定めたものであります。「建築協定」は特定行政庁の認定を受けた後、建築基準法に付加する形で建物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備について一定の制限を設け、それをお互いに守っていくことによって、将来にわたって地域の住環境を確保し、魅力ある個性的な街づくりを進め、同時に個々の資産価値の保全を図ることに貢献する制度です。

緑地協定について

コミュニティで進めるみどりの環境基準

建築物・構造物について一定の制限を設け住環境の保全を図るのが建築協定ですが、それに加えてみどり豊かで潤いのある住環境の創出を進めるのが「緑地協定」です。「緑地協定」は「都市緑地保全法」に定められている制度で植栽場所・面積・垣・柵の構造に関する基準を定めます。

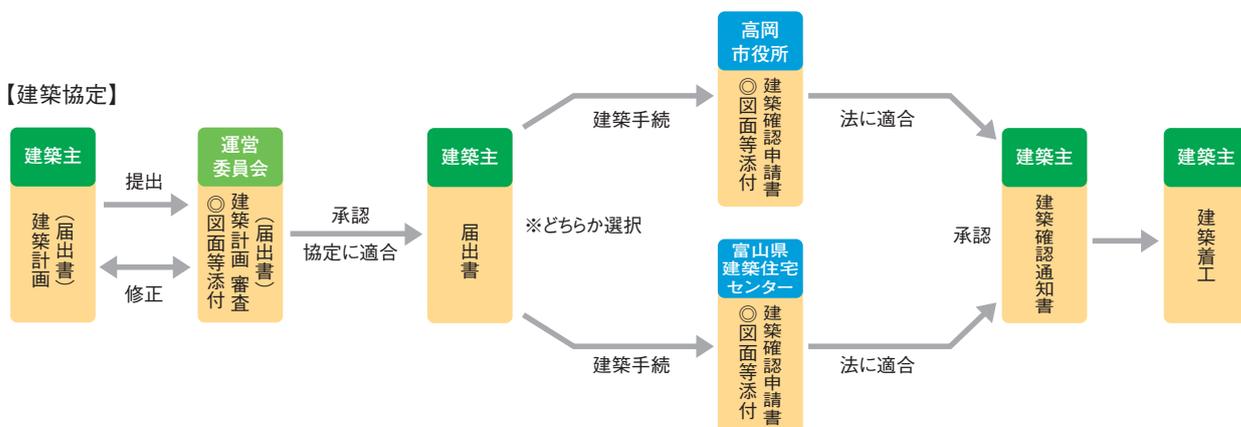
建築協定・緑地協定の運営について(運営委員会)

協定はエバーグリーン中曽根土地所有者・居住者のみなさまがお互いに守っていくことを約束して頂き、協定の運営は土地所有者のみなさんが行っていくことになります。そのためには、協定参加者の代表によって建築協定・緑地協定運営委員会(任意組織)を設け、協定の運営にあたっていくことになりますが、運営委員会が設けられるまでは中曽根土地画整理組合が運営を行います。

運営委員会の活動具体例

- (ア) 建築計画(届出書)の受理・審査
(協定に適合しているかどうかの審査)
- (イ) 建築工事中及び建築完了後のチェック
- (ウ) 協定違反者に対する措置
- (エ) 協定の更新・変更手続き
- (オ) 協定者への啓発活動

建築計画から着工までの流れ



団地施設利用管理規約

この規約は建築協定・緑地協定で規定していないエバーグリーン中曽根の施設の利用と維持管理に関することを定めることにより、施設を適正に利用し団地内の景観並びに環境の保全をはかり居住者の利益を増進することを目的としています。